

東三河の くらしと自治

「住民と自治」2017年5月号付録
会報：「東三河くらしと自治」
2017年4月10日 第59号
発行：東三河くらしと自治研究所
発行人：宮入興一（代表世話人）
住所：豊橋市今橋町1番地
豊橋市市職労内：0532-51-3090

第16回サイエンスカフェ・・・

生活保護における地方自治体の役割

・・・貧困・格差の拡大と生活保護制度・・・

講師 倉橋 統治氏（豊橋生活と健康を守る会副会長）

3月25日（土）、豊橋市職員組合会議室に於いて、今年に入って2回目、通算16回目となるサイエンスカフェ。今回の講師は豊橋生活と健康を守る会副会長の倉橋統治さん。わかりやすい制度の説明と現場でのやりとりを詳しくご紹介いただき、参加者から次々に出される意見や質問にも丁寧にお答えいただきました（助言者に当研究所世話人、牧野幸雄さんをお願いしました）。



講演の主な内容・・・

最初に、生活保護は憲法第25条にもとづく国民の権利であり、国は健康で文化的な最低限度の生活を保障する責任のあること、外国人にも生活保護は適用されることなど、基本的な制度の説明がありました。続いて、イギリスやドイツなど外国では保護を必要とされる人が高い割合で保護を利用しているのに、日本では利用できる世帯のうち実際に利用しているのは2割程度にとどまっていることが紹介されました。このあと、生活保護の運用について、次の問題点を指摘されました。

- ・申請者に生活保護のしおりを渡すだけで、口頭での説明がほとんどなく、漢字の読めない人には制度が理解できない。
- ・病気やケガで生活保護を受けようとする、診断書をもって来るよう言われ、診断書は検診命令が出れば費用はいらないのに、自分でとるとなると3000円～4000円が必要になり、申請をあきらめる人がいる。
- ・扶養義務者からの援助がよく問題になるが、扶養は生活保護に優先して行われるとされているのであって、保護の要件ではない。親族と話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力は求められるが、現実には扶養が実施されないときに保護の実施をできないというのはまちがいです。
- ・生活困窮者自立支援法ができてから、自立支援法の窓口で受付しようとする。そこでしばらく話をしてから、生活保護の担当者と呼ぶ。そのためまた生活保護の担当の人と話をしなければならない。最初に生活保護の相談に来たとはっきり言うことが必要となっている。

- ・不正受給が言われるが、金額でみると生活保護費全体の0.5%程度に過ぎない。
- ・豊橋市のケースワーカーで社会福祉士という専門資格を持つ人は一人だけ。若い人が多いため、制度の理解が足りない人もいる。熟練者を育てることが必要だ。
- ・厚労省は2013年から3年間で生活扶助費を670億円削減し、その削減幅は平均6.5%で、最大10%に及ぶ。制度始まって以来のこのような前例をみない大幅引き下げに対し全国的に集団訴訟が提起され、愛知県でも16名の原告が国と4自治体を被告として集団訴訟を行っている。二次訴訟で5名が加わり、現在21名の原告(豊橋市で3名)が集団訴訟を行っている。生活保護の基準は、就学援助や非課税基準などにもつながり、これらの暮らしを支える制度の下支えをしている。生活保護制度を切り縮めることはすべての人の「生活の底上げ」をもたらすもの。皆様のご理解とご支援をお願いする。



生活保護の8つの扶助

	内 容
生活扶助	1類(飲食費・衣料費など)、2類(光熱水費、家具什器費など)、冬季加算、期末一時扶助
教育扶助	義務教育に必要な学用品、通学用品、給食費、学校が指定する教材、夏季施設参加費など。ほかに学習支援費、学級費、児童会費、生徒会費、PTA会費など
住宅扶助	地代や家賃、間代、転居に伴う権利金、敷金、礼金、住宅補修維持費、更新料など。住宅補修維持費には、畳や扉、ふすま、風呂、便所、窓、ガラス、建具、水道、配電設備などの住宅に必要なもの、雨漏りの修繕などの家屋の維持費用、シロアリの駆除、網戸の費用、雪囲い・雪下ろしの費用など
医療扶助	診療や薬剤、治療材料、処置や治療、手術、入院、看護、移送に必要な費用。福祉事務所が発行する「医療券」を病院の窓口に出して医療を受ける
出産扶助	分べん料、もく浴料、衛生材料費など
生業扶助	生業を営むのに必要な資金や器具・資材の購入費、技能修得費(高等学校等就学費を含む)、就職支度金など
葬祭扶助	葬式を行うときの死亡診断書や検案、遺体の移送、火葬または埋葬、納骨、その他、葬祭のために必要な費用
介護扶助	介護保険の65歳以上の利用料の1割、40歳以上65歳未満の利用料全額、介護施設入所基本生活費、65歳以上で年金から天引きのない人や無年金、老齢年金以外の人の介護保険料など

参加者から出された主な意見、質問・・・

- 蒲郡市では保護の申請書を書くとき、NHK受信料や水道料などの減免申請書も書くようになっている。豊橋市でもそのように運用するよう改善が必要となっている。

- 不動産を担保にした長期生活支援資金の実施主体はどこ？ご本人が死亡したとき相続人は家を売却して借りたお金を返さなければならないの？
(講師の答え「実施主体は社会福祉協議会です。」「65歳以上の配偶者は貸付を引き継ぐことにより住み続けることが可能です。」*県社協パンフで確認しました。)
- 市とのやりとりは文書でもらうことが重要。「市民のメールボックス」というがあるので、それを出せば返事がもらえる。それらをもとに陳情などに活用できるし、マスコミにいうときにも役立つ。情報公開制度の活用も大切。
- 40年くらい前は豊橋市役所では生活保護担当はエリートコース。最近は新入職員ばかりといった状況。市役所の人員が減らされ、市の職員も厳しい状況に置かれている。(他にも多数の意見や質問がありましたが、字数の関係で省略させていただきました。)



第15回サイエンスカフェ・・・「子育てと憲法」・・・

子どもが育つ権利が・・・

「憲法でどう守られ、どう保障されているか」

講師 中西光江さん(豊橋市議会議員)

2月25日(土)午後、豊橋市職労会議室(2階)において中西光江さん(豊橋市議会議員)を講師に「子育てと憲法」をテーマに第15回サイエンスカフェを行い21人が参加しました(内、現役保育士12人)。

中西さんは、初めに「憲法くん」(絵本)を読みながら紹介しました。それは作家の松元ヒロ氏が語っているものを絵本にしたものです。その中で、「憲法は理想の姿です。最近現実と合わなくなったから憲法を変えようと言う動きがありますが、現実を理想に近づけることが先決ではありませんか？」と語りかけています。なるほどその通りと、参加者の皆さんは、頷きながら聞き入っていました。

中西さんは、理想とすることが間違っているならともかく、そうでないのなら積極的にその理想に近づける努力をすることの大切さを強調しました。



子育てに関する憲法の条項は…

第13条「個人の尊重、幸福追求権・公共の福祉」

第24条「家庭生活における個人の尊重と両性の平等」

第25条「生存権、国の社会的使命」

第27条「労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止」

豊橋家庭教育支援条例(案)・・・

中西さんは、子育てに関する憲法条項の中で、家庭生活における個人の尊厳・両性の平等の権利を認めた第24条が変えられようとしていると話しました。子どもは親のものではなく、また国のものでもなく一個人としてその存在を認めるものであると憲法には定められています。家庭内に於いても明治憲法のように家長は男子と言うのではなく、男性も女性もその立場を尊重し子育てにおいても平等の権利を認めています。

しかし、豊橋ではいち早くこの国の動きに同調し、豊橋家庭教育支援条例(案)を議会に提出しようとしているとのこと。「子育てを社会全体で守って行く」という現憲法に対して、条例案は、「子育てを家族の責任に押し付けようとしている」と言うのです。とりわけ親の教育に力を入れ家庭教育の改善を図ると言っているそうです。虐待・子どもの貧困・待機児問題など現実の中では、育てるのも育つのもしんどい状況がたくさんあります。中西さんは、親教育や家庭教育支援などと聞こえの良い文言にするのではなく、親が安心して子供を預けて働ける環境や、子育てにお金がかからない政策を積極的に実行することが求められていると話されました（なお、同条例は、3月29日の市議会本会議で可決成立）。

豊橋市でもやっと、子どもの医療費が中学生まで無料・・・

一つ朗報がありました。豊橋市でもやっと、子どもの医療費が中学生まで無料になったとのこと。近隣都市並にやっと豊橋市も追いついたという状況です。さらに、実感できる子育て支援政策が充実するために力を尽くすことが求められています。

現役の保育士さんの中からこんな実態が報告されました。「子どもの声をもっと聞いてあげたいが集団の人数が多すぎて、1人1人の声に耳を傾ける余裕がない」と。

子どもは1人1人が豊かに育つ権利を持っています（第13条）。しかし、現実には詰め込み保育や、十分なスペースを持たない保育室での保育がなされています。参加された保育士の方が一様に感じたことは、「豊かに育つ環境を保障しているか?」、と言う疑問だったように思います。中西さん自身も長年の保育士経験に於いて、常に感じていたことだったようです。しかし、日々の忙しさに追われ、感じていても流されてしまっているのも現実です。

「憲法くん」(絵本)の中で、憲法くんはこんなことも言っていました。「もっとみなさんは僕のことを知って下さい。僕のことを求めて下さい。僕は皆さんのお役に立つために生まれて来たのだから」。とかく憲法というものは遠い存在になっていましたが、自分たちの生活を、大きくは人生を豊かにするためにあるものと言うことを忘れてないようにしましょう。

いまだに世界では戦火の中で育っている子どもたちが多くいます。今日の学習会の中で中西さんがもっとも力を入れて話したことは、平和憲法でした。とりわけ9条、戦争放棄です。子どもたちは戦争のない平和な社会で育たなければならないのです。

「憲法」と言う理想を具体化する政策の実現が大切だと言うことも理解できた学習会となりました。そして、何よりも平和でなければ「憲法で定められたことは実現しない」ということを改めて確認しあえた学習会でした。



第3期 地方行財政論講座 ②

テーマ「医療・介護問題と財源」

…地域医療構想で庶民のくらしはどうなるのか…



講師 西村秀一氏(愛知社保協副議長)

3月4日(土)午後、当研究所主催の第3期 地方行財政論講座(5回コース)の第2回講座:テーマ「医療・介護問題と財源」を豊橋市職労事務所会議室(2階)に於いて行いました(講師:西村秀一氏、参加者13名)。

介護保険発足と医療費抑制の狙い・・・

西村さんは、社会保障給付費の負担の現状について資料グラフを見ながら詳しく話された後、介護保険発足と医療費抑制の狙いについて、「医療費を抑制するために、医療が担っている福祉的部分を介護保険に移していった歴史的経過がある」と、話しました(介護保険発足2000年)。そして「介護サービスが老人福祉法による措置制度から保険となり、事業主体として営利企業(株式会社)が参入したことで受け皿が広がったが、従来の措置制度で対応していた人が不利となった。ある意味で貧しい人が不利となり、お金持ちが有利となり、自由に介護保険を利用できるようになった」と、介護保険の特徴についてわかりやすく、その本質をズバッと明快に話されました。

医療・介護総合法・・・

医療・介護総合法が出来たのは、2014年10月ですが、その前年の8月に「国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に関する取組の推進」(厚労省発表)として、2025年度に医療費約54兆円、介護費約20兆円の合計70兆円超と予測(2016年度、医療費約40兆円、介護費約10兆円)。

この70兆円超を目途に、2012年度比5兆円規模の医療費・介護費の抑制効果を目指とするものです。これによって地域医療構想へ繋がっていくこととなり、2018年度から医療・介護をドッキングした総合確保計画を都道府県で策定することとなったのです。いわゆる地域包括ケアシステムの構築です。狙いは、入院患者を医療から介護へ、施設から在宅へという流れをつくるためです。その理由は、入院にはお金がかかる、医療にもお金がかかる。だから、入院より在宅へ、医療より介護へ、そのために病院の機能を4つに区分して入院日数を短縮して医療費を抑制しようというものです。

西村さんは、総合事業について、「介護保険が保険としてのほころびが出てきていて、措置制度の時のように一定部分の権限が市町村に戻ってくることとなった。安上がりの訪問介護、通所介護を作っていこうとしているが、しかし、自治体が一つの新しい総合事業の実施主体となることですから、その辺では住民要求を踏まえながら進めていけば、新しいまちづくりの道を探し出すことができるのではないか」との見方を示しました。この見方について、参加者から「面白い見方だが、権限が戻ってきてもお金がつかない裏付けはあるのか」等々、次々と意見が出され、豊橋市当局との交渉の話や大変楽し

い田原市、新城市の実態、東三河の市町村は広域連合でやるので2000年に奪われた裁量権を取り戻す事さえ困難になっているとの厳しい意見も出されました。

…一般病床の4つの機能分化…(新しい4つのランクでの地域保健医療計画)

高度急性期	1日3万円以上の医療費が必要な重篤患者が運び込まれる病院 (入院15日～16日程度)
急性期	1日6千円以上の医療費が必要な患者の病院(入院9日程度)
回復期	1日の医療費2,250円以上が必要な患者の病院(入院60日程度)
慢性期	1日にかかる医療費が2,250円以下。 (注:医療費とは、室料・食事などを除いたものです)



討論の中心、これから医療はどうなるのか・・・

…2018年は診療報酬と介護報酬の同時改定で大変な年に…

西村さんのお話(60分間)の後、質問・討論が100分間行われましたが、討論の中心は、「これから医療はどうなるのか」に集中しました。参加者から、「地域包括ケアシステムに医療が入ってこないと成り立たないが、どの地域の報告を聞いても医療をどうするかが抜けている」、「2030年頃には50万人位どこで死ぬかわからないという厚労省データもあるが、どうなっていくのか」と、いま起きている実態が赤裸々に語られ、疑問が出されました。医療の世界は診療報酬、それに合わせて、介護保険でも介護報酬が重視されます。2018年は診療報酬と介護報酬の同時改定の年で大変な年となります。

西村さんは、24時間訪問診療や訪問看護について、診療報酬の点数がつくシステムはあるが、中々実行されていないのが現実と述べ、「訪問看護をしている病院・診療所は一部、夜中に出向く先生(医師)もいるが、難しい。結局、診療報酬にしても、介護報酬にしても、安いところには医者や看護師、介護士は集まらない。安上がりに医療費、介護費を抑制するという、そこを突破しないと問題は解決しない。」と話されました。

討論を深める中で、医師機関が、医療・介護総合法についてどう考えているのかピンと来ないとの意見も出されました。地域医療構想のデータ作成や医師会、歯科医師会のまとめは保健所がしていることなどから、当研究会として、東三河南部・北部圏域保健医療福祉推進会議との懇談・聞き取り調査をする必要性など今後の課題も出され大変勉強になりました。



設楽ダム建設事業に対する当研究所の意見書

…政府・地方自治体・議員、団体等へ223通送付…

東三河広域連合は1月28日、愛知県知事に対して「設楽ダム建設推進と水源地域の振興に関する意見書」を提出することを決めました。これに対して、当研究所として「設楽ダム建設事業中止についての意見書」を、国土交通大臣、愛知県知事・市町村町・議員・団体等223カ所に送付(2月10日、14日)しました。

送付した大臣・知事・市長村長・議員・団体等

国土交通大臣、中部地方整備局長、設楽ダム工事事務所長、愛知県知事、愛知県選出参議院議員9名、衆議院議員5名、東三河8市町村町長、8市町村議員151名、愛知県議会各会派、東三河地域選出の県議会議員11名、地元新聞社3社、各種団体22団体、合計223ヵ所です。

愛知県知事に提出した当研究所の「設楽ダム建設事業中止についての意見書」は次の通りです。

2017年2月9日

愛知県知事 大村秀章 様

東三河くらしと自治研究所
代表世話人 宮入 興一

設楽ダム建設事業中止についての意見書

設楽ダム事業の目的の1つは、新規の水源開発であって、2006年の豊川水系フルプラン（目標2015年）の水需要想定に基づいて水道用水600万 m^3 、灌漑用水700万 m^3 がダムの利水容量として設定されている。フルプランの需要想定は、水道用水の2014年実績8,500万 m^3 /年に対して、1.67倍の1億4,200万 m^3 /年、水道用水と工業用水を合わせた都市用水では、実に1.9倍もの過大な予測となっている。設楽ダムの建設によって新規の水道用水源を開発する必要がないことは明らかである。

一方、灌漑用水の実績は、2003～2012年の平均で約1億9,300万 m^3 /年であり、フルプラン2015年需要想定1億7,700万 m^3 /年を若干上回っている。しかし耕地面積は、2000年の15,277haから2015年の14,401haへと減少している。灌漑用水の取水実績は豊川総合用水事業完成以後の既開発水量の範囲内に収まっており、この間耕地面積が大きく減少し、減少の大半が灌漑用水を多量に消費する水田であることを考慮すれば、現状は使い過ぎ状態にあることは明らかである。使い過ぎを放置して新たな水源ダムを造ることは、栓の抜けた風呂桶に水を注ぐのと同じことである。豊川用水の65%は灌漑用水が占めているのであるから、この節水の工夫こそ、水源対策の最も重要な課題であり、渇水対策の切り札になるものと判断される。

ダムの治水目的も過大評価されている。2015年9月、鬼怒川の堤防が常総市内で決壊し、大きな水害をもたらした。鬼怒川上流には流域面積の1/3をカバーする4つの巨大ダムがあるにもかかわらずこのような水害が生じた。流域面積の1/10をカバーするに過ぎない設楽ダムに、豊川下流域の水害対策を頼ることは余りにも危険である。治水対策としては、遊水地の保全や、河道の維持管理に加え、破堤しにくい堤防の強化を図ることが何よりも肝要である。

設楽ダム事業の目的の1つ「流水の正常な機能の維持」のために、有効貯水容量9,200万 m^3 のうち65%も充てることは、川の生態系を破壊し、海にまで悪影響を及ぼす。特に、降水量の多い暖候期に貯水し、河川水量の少ない冬期に放流することは、三河湾の海水

交換を妨げ、最大の問題となっている暖候期の貧酸素水塊の発達と青潮被害を拡大させる恐れが大きい。豊川の流量変化は三河湾の潮流に変化を引き起こして豊川河口干潟のアサリ稚貝発生に影響を及ぼし、現在全国の6割を産する三河湾特産のアサリ漁業に重大な悪影響が及ぶ恐れがある。また、ダムの堆砂により、川床の砂礫や三河湾の干潟・浅場の砂を減少させ、河川や海岸の自然環境を破壊して、漁業資源への影響を深刻化させざるを得ない。

豊川水系では、かつては渇水期において上水が不足をきたすことがあったが、豊川総合用水事業が完成した現在では基本的に水は足りている。また、木曾川・矢作川・豊川・天竜川の各水系は結ばれており、非常時には水を融通できる。異常渇水に備えて設楽ダムが必要だという主張は成り立ち得ない。

以上の理由から、設楽ダムは建設の必要がないだけでなく、むしろ自然環境を破壊し、貴重な自然資源に悪影響を及ぼす事業であり、この事業の中止を強く求めるものである。そのためには、愛知県が水道用水の水利権を返上すれば、特定多目的ダムである設楽ダムは造る法的根拠を失い、建設できなくなる。

ダムはひとたび建設されれば、現在世代だけではなく、将来の世代にわたって、きわめて重大な影響を及ぼす。それ故に、現代に生きるわれわれは、未来の世代に対して重い責任を持たざるを得ず、賢明な選択を迫られている。設楽ダム建設は、いまこそ冷静かつ科学的に再検討し、その建設中止に向けて英断を下すべき時である。

以上

当研究所の行事日程のお知らせ

- 1、第3期 地方行財政論講座、第3回「介護保険について」
「東三河広域連合介護保険事業スタートでどうなる」
日時 4月15日(土) 13時30分～16時30分
講師 鈴木みさ子氏(豊橋市議会議員)、報告者・他
会場 アイプラザ豊橋2階 307会議室
- 2、「東三河地域のくらしと自治を考える交流集会」(仮称)実行委員会
日時 4月19日(水)、18時30分 場所 豊橋市職労会議室
- 3、第3期 地方行財政論講座、第4回「各自治体の公共施設の現状」
報告者 斎藤啓氏(豊橋市議会議員)、佐藤郁恵氏(豊川市議会議員)、
日恵野佳代氏(蒲郡市議会議員)
日時 5月13日(土) 13時30分～16時30分
会場 アイプラザ豊橋2階 306会議室
- 4、第3期 地方行財政論講座、第5回(最終回)「公共施設と財源問題」
講師 宮入興一氏(愛知大学名誉教授、当研究所代表世話人)
日時 6月3日(土) 13時30分～16時30分
会場 アイプラザ豊橋2階 307会議室
- 5、当研究所第11回定期総会
日時 6月18日(日) 14時～17時
場所 豊橋市民センター(カリオンビル)6階多目的ホール
記念講演 「まち・むらの今と新しい時代の地域おこし」
講師 保母武彦氏(島根大学名誉教授)

